

東広島市学校給食費徴収規則の制定等について

1 概要、目的

給食会計の透明性を図るとともに、公会計の導入に併せて働き方改革の一端として教職員による学校給食費の徴収業務等を市に移行する。

この規則は、令和3年度以降の学校給食費公会計の実施あたり、学校給食法（昭和29年法律第160号）の規定に基づき、東広島市が実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し、必要な事項を定めるもの。

2 「東広島市学校給食費徴収規則」の内容等

(1) 「学校給食」、「学校給食費」等の定義

(2) 学校給食の負担者

- ①学校給食の提供を受ける幼児・児童・生徒の保護者
- ②学校給食の提供を受ける職員（学校職員、学校給食センター職員）
- ③臨時に学校給食の提供を受ける者

(3) 学校給食の額（リーフレット参照）

- （幼稚園）1食分：200円、月額：2,600円 ※副食＋牛乳
- （小学校）1食分：245円、月額：4,500円
- （中学校）1食分：280円、月額：5,400円

(4) 学校給食費の納付方法

原則、口座振替による納付。納付書による納付も可。

(5) 学校給食費の納期と納付期限（リーフレット参照）

- 第1期（5月末日）～第9期（2月末日）に定額徴収
- 第10期（3月末日）→調整月

(6) 学校給食の還付、督促等

3 システム業者

株式会社アイティフォー

※7月16日 第2回東広島市学校給食費管理システム構築選定委員会において決定

4 今後の予定

- 10月1日～ 学校及び保護者へリーフレット、学校給食申込書、口座振替依頼書等、関係書類を配付
- 10月中旬～11月下旬 提出書類の回収
- 12月～ 口座登録等の事務処理作業
- 1月～2月 来年度小・中学校入学予定者の提出書類回収及び口座登録等の事務処理作業
- 3月～ 教職員等の口座登録等の事務処理作業

5 施行日

令和3年4月1日

学校給食費の 公会計化について



令和2年10月 東広島市教育委員会 学校教育部 学事課

令和3年4月から、幼稚園、小学校、中学校等の学校給食費は学校等を通さずに直接東広島市にお支払いいただくよう制度を改正します。これは、保護者の皆様の利便性向上や学校給食費の管理業務改善のため「学校給食費の公会計化」に移行するものです。

1 変更点



区分	変更前	変更後
●学校給食費のお支払先	保護者等 ⇒ 各園長、各小・中学校長	保護者等 ⇒ 東広島市（担当課：学事課）
●学校給食費のお支払方法	各学校が指定する金融機関からの口座振替又は現金	◆下記の金融機関から口座振替◆ 広島銀行 もみじ銀行 山口銀行 広島信用金庫 呉信用金庫 しまなみ信用金庫 中国労働金庫 広島市信用組合 広島県信用組合 広島中央農業協同組合 芸南農業協同組合 広島県信用漁業協同組合連合会 ゆうちょ銀行
●納入金額	各学校から示された金額を納入	毎月、定額による納入 ※「3 学校給食費の単価について」参照
●提出書類	長期欠席などの場合、特に書類の提出不要	長期欠席の時など、書類の提出が必要 ※「2 手続きについて」参照

2 手続きについて



書類	対象	留意事項
①東広島市学校給食申込書 全員提出	◆ 学校給食の提供を受ける方全員 ※食物アレルギー等の理由により学校給食が不要な方は提出の必要ありませんが、その旨、学校へ連絡してください。	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の皆様が学校給食を申し込み、その学校給食費を支払うこと及び東広島市がそれに基づき幼児・児童・生徒に学校給食を提供することを明記したものです。 幼児・児童・生徒 1人につき1枚提出してください。

書類	対象	留意事項
② 東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書 ※3枚複写 全員提出	◆ 学校給食の提供を受ける方全員 ※就学援助等による学校給食費を還付するための口座としても利用しますので、学校給食費の支払いをしていない方も提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食費のお支払いは、原則、便利で安心・確実に納付できる口座振替でお願いします。 現在、学校給食費を口座振替によりお支払されておられる方も、改めて口座登録の手続きが必要です。 幼児・児童・生徒1人につき1枚提出してください。
③ 東広島市食物アレルギー等による学校給食費減額申請書 対象者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 飲用牛乳、主食（米飯、パン）について食物アレルギーのある方 乳糖不耐症で飲用牛乳を停止する方 ※児童・生徒については、学校給食センターとの相談の後、アレルギー対応に係るその他の書類と一緒に提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー等の理由により、飲用牛乳、主食（米飯、パン）の提供が受けられない場合のみ、食べられない物に応じて学校給食費を減額します。
④ 東広島市学校給食（変更・停止・再開）届 該当の場合のみ	<ul style="list-style-type: none"> 市外へ転出される方 5日以上連続欠席される方 住所、引き落とし口座を変更される方 停止していた学校給食を再開される方 食物アレルギー等による減額対象者で、申請内容の変更をされる方 	<ul style="list-style-type: none"> 提出があった日から起算して5日を経過する日以後の給食から反映されます。 ※申請が遅れた場合、欠席しても給食費を支払っていただくことがあります。 ※食物アレルギー等による減額申請の変更の場合、「食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」の提出を求める場合があります。

3 学校給食費の単価について

学校区分	<単価>	<月額> 定額
幼稚園	200円 ※副食+牛乳	2,600円
小学校	245円	4,500円
中学校	280円	5,400円



4 納期及び納付期限について

◆学校給食費は下記のとおりお支払いいただきます。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 (精算)
納付期限	5月末日	6月末日	7月末日	9月末日	10月末日	11月末日	12月25日	1月末日	2月末日	3月末日

- ・4月と8月は納期の設定がありません。
- ・**第10期(3月末)の納付額 = (1年間の学校給食費金額) - (第1期~第9期までに納付すべき金額)**
- ・学校や学年に応じて年間の学校給食費が異なりますので、**毎年3月下旬に調整後の第10期納付額をお知らせします。**
- ・口座振替手数料は、東広島市が負担します。
- ・振替日及び納期限については年度当初にお知らせします。
- ・**口座振替日に残高不足等により、口座振替が不能となった場合は、納付書を送付します。**
- ・学校給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもなお、納付されないときは、裁判所において支払督促等の法的手続きを開始します。この場合において、東広島市の請求が認められたときには、財産の差押等を行う場合があります。
- ・学校給食費を滞納した場合、児童手当から公金振替によりお支払いいただくことがあります。学校給食を申し込まれる際に、児童手当からの公金振替に対する同意をいただくこととしています。

5 就学援助を受けている場合の学校給食費について

就学援助の認定を受けている世帯の児童生徒の学校給食費は、就学援助費から自動的に市に納付されますので、保護者が納付する必要はありません。

ただし、就学援助の申請中でまだ認定されていない場合や、就学援助が停止または廃止となった場合などは、保護者の方に学校給食費を納付していただきます。そのため、就学援助の認定を受けている場合でも、「東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」の提出が必要です。

就学援助制度の詳しいことについては、東広島市教育委員会学事課学務職員係へお尋ねください。

6 生活保護を受けている場合の学校給食費について

生活保護費は、市から保護者の方にお支払いすることが原則ですが、保護者の方の同意があれば、学校給食費分の生活保護費は、市（社会福祉課）から学校長に支払うことが可能です。これを学校長による生活保護費の代理納付といい、生活保護費を保護者の代わりに受け取った学校長が学校給食費を支払うこととなります。対象の方は、「委任承諾兼口座振込依頼書」の提出が必要です。

生活保護の詳しいことについては、東広島市健康福祉部社会福祉課（直通 082-420-0405）へお尋ねください。

7 学校徴収金について

◆学校給食費とは別に、保護者等が学校へ支払う「**学校徴収金**」があります。

「**学校徴収金**」は、給食費を除く、以下の費用です。

学用品費 学級費 クラブ費 PTA会費 積立金 等

これまでどおり、学校に直接、学校指定の金融機関または現金によってお支払いいただきます。

— 学校給食費公会計化に関するお問い合わせ —

東広島市教育委員会 学事課

電話番号：082-420-0975 F A X 番号：082-423-7551

